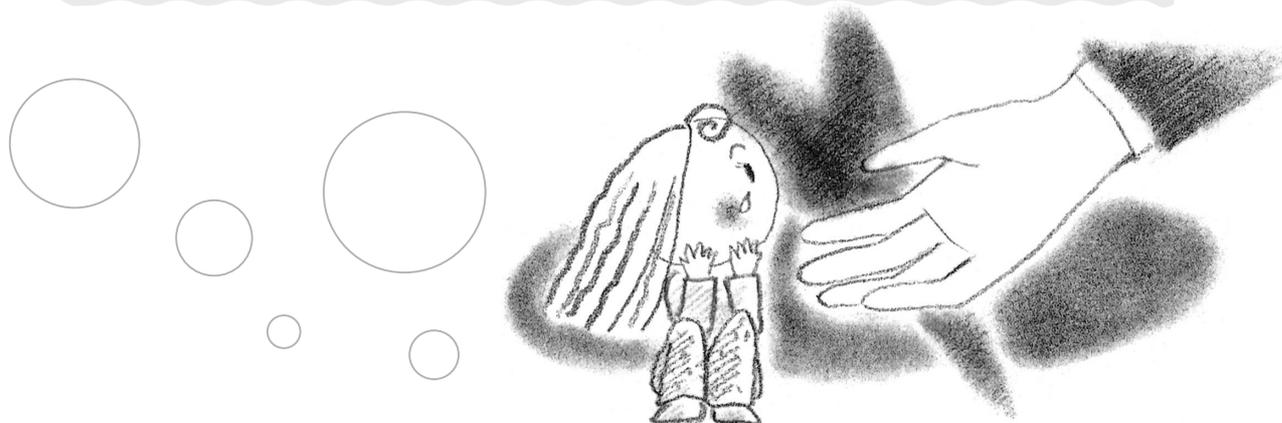


特集

子どもの人権 —救済への取り組み—

いじめ、体罰、児童虐待、少年非行…。昨今、マスコミで報道される事件はいずれも深刻であり、ニュースに接するだけで胸が痛む。子どもの権利を守るため、弁護士が取り組まなければならない事件は多い。東京弁護士会子どもの人権救済センターは、「子どもの人権110番」をはじめ、子どもの人権救済のため、種々の活動に取り組んでいる。

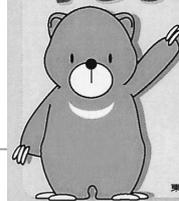


東京弁護士会子どもの 人権救済センターの活動

センターでの相談・救済活動

東京子どもの人権救済センター（以下「センター」という）は、1985年から電話相談「子どもの人権110番」を開設し、翌年からは面接相談も併設した。以来20年近くが経過し、現在、約90名の会員が相談担当として登録、月曜日～金曜日の電話相談、月曜日と水曜日の面接相談を行なっている（いずれも無料）。

子どもの人権110番



いじめられる 虐待された
家には帰れない…
悪いことをしちゃっただけど…
何でもいいから話してみたい？

03-3503-0110

平日 pm 1:30 ~ pm 4:30

土曜 pm 5:00 ~ pm 8:00

日祝休み

東京弁護士会・子どもの人権救済センター

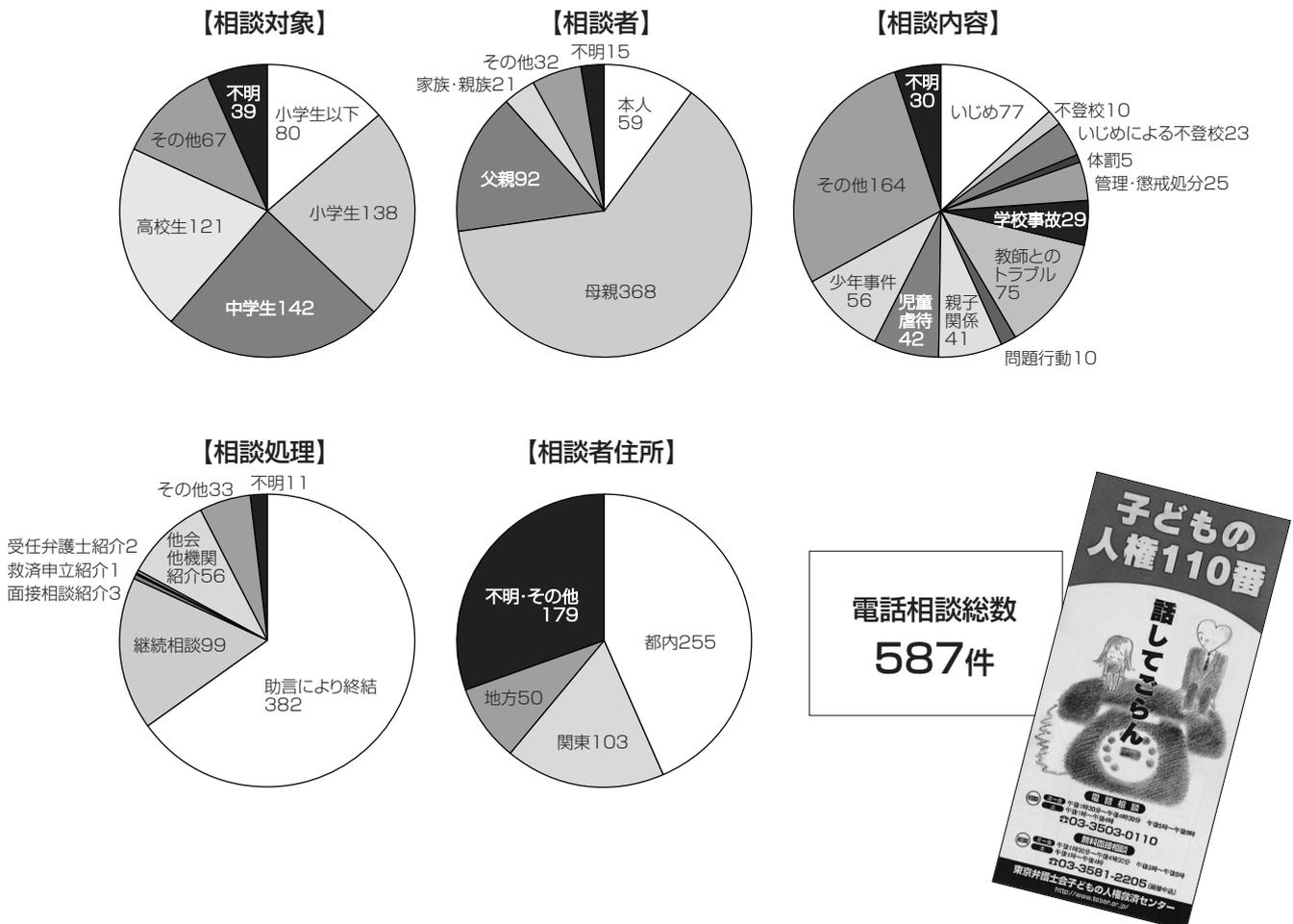
開設から2003年

末までの電話・面接相談の件数は累計で約10,000件を超えており、この数年で見ると、年間でおおむね600件前後の相談が寄せられている。

また、センターでは、相談活動以外にも、子どもの問題について、当事者から人権救済の申立てを受け、センターが第三者的な立場から申立てにかかる案件の調査・調整・意見提出を行なうという方法による人権救済活動を実施してきている。

■2003年度「子どもの人権110番」電話相談の項目別内訳

*単位：件



子どもへの人権侵害の現状

1994年に子どもの権利条約が日本で批准されてから10年が経過したが、この間も、いじめ、教師とのトラブル、体罰等学校をめぐる諸問題に関する相談が全体の41.6%をしめており(2003年度)、内容的にもその深刻さは相変わらずである。この点、国連子どもの権利委員会も2004年1月30日に採択した所見で、日本について、「教育制度の過度に競争的な性質によって、子どもの身体的および精神的健康に悪影響が生じ、かつ子どもが最大限可能なまで発達することが阻害されていること」に懸念を表明しているとおりである。

また、児童虐待等親子関係に関する相談も増加し、

2003年度では、虐待を含めた親子関係に関する相談が相談全体の14.1%をしめ、昨今、マスコミ等でも取り上げられるように、家庭における子どもたちの置かれた状況の厳しさが、センターに寄せられる相談にも色濃く反映されている。

近年、子どもによる犯罪や子ども間でのいじめ等の問題状況に対して、子どもへのしつけ・道徳教育の不足や処罰の甘さを指摘する意見も一方にあるが、センターに寄せられる相談から明らかなのは、子どもたちの問題状況の根本的な原因はむしろ子どもの権利が十分に守られていないことであり、この意味で、子どもの尊厳・権利・人権という法律家の視点から子どもの問題に取り組んできた当センターの役割と責任はますます重要になってきていると思われる。



2004.5.8 こどもの日記念特別相談での相談受付風景

センターの活動の拡張

こうした現状のもとで、センターでは、2004年6月から、以下のような活動の拡張を実施するに至った。

①夜間・土曜相談の実施

（東京パブリック法律事務所との連携）

従来から、センターでの相談時間帯について、子ども自身や親から、日中は学校や仕事のため相談が容易でなく、平日の夜間及び土曜日にも相談に応じてもらえないかとの要請があった。そこで、センターは、公設事務所として権利擁護活動に取り組む東京パブリック法律事務所との協議を経て、2004年6月1日から、同事務所内にセンターの分室を設け、平日（月～金）の夜間5時～8時及び土曜日午後1時～4時の時間帯にも、子どもの電話・面接相談を開始するに至った。

②カリヨン子どもセンターとの連携

従来から、児童虐待、少年非行、児童養護施設出身などの理由から困難な事情のもとに置かれ、緊急な居場所を必要とする子どもたちのためのシェルターの必要性が指摘されていた。子どもの人権と少年法に関する特別委員会は、東京弁護士会の公設事務所設置構想公開コンペに、こうした要請に対応できる子どものシェルターを併設する公設事務所の企画をもって応募をし、同コンペで最優秀賞を受賞した。

このことも契機となり、当会の有志の弁護士を中心にNPOカリヨン子どもセンターが設立され、2004年6月1日から児童虐待等により緊急の居場所を必要とす

る子どものシェルター（子どもの家）が開設されるに至った。これに伴い、当センターの側でも、緊急の一時保護を必要とする子どもからの相談を受けて、その代理人的立場で子どもをシェルター（子どもの家）での保護につないでいくという連携活動を開始することになった。

センターの積極的な活用を

子どもをめぐる問題は、一見すると法律家の業務からは非本来的なもののように見えるかも知れないが、例えば夫婦の離婚の問題に付随して子どもへの虐待の問題が明らかになる場合など、通常の事件の中で子どもの権利の問題が顕在化することは少なくない。今後とも、子どもの問題に取り組んできた当センターの活動へのご理解・ご協力をお願いするとともに、通常の事件処理に当たり、子どもの問題に遭遇された場合に当センターの相談・救済活動を積極的に活用されるようお願いしたい。

「子どもの人権110番」TEL.03-3503-0110

相談時間 月～金 13:30～16:30 17:00～20:00

土 13:00～16:00

（子どもの人権と少年法に関する特別委員会

副委員長 三坂 彰彦）



2004.5.29 子どもの相談の時間の拡張とカリヨン子どもセンターのシェルター開設の記念シンポジウムで上演した劇の一場面